家庭法令　1975

離婚判決謄本（抄）

オーストラリア連邦　連邦巡回区及び家庭裁判所にて
以下の間の婚姻において：

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（夫）

及び　※氏名ミドルネームの順にご記入ください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（妻）

登録官の面前に於いて：　副登録官

傍聴日：　＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

傍聴場所：　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日に執り行われた上記夫妻の婚姻に関し、※氏名ミドルネームの順にご記入ください。

（原告）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿による

離婚申請は、＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日に審理された。

裁判所は以下のことを確認した：

1. 婚姻は証明済みである。
2. 原告（または被告）夫／妻（あるいは両者）は実質的にオーストラリアの居住者であった。
3. 離婚申請の理由：婚姻は修復不可能であることが確認された。

裁判所は判決により以下の事実を申し渡す：

４．55A(3)項において定義されている婚内子であり、18 歳未満の子供:

（※氏名ミドルネームの順、生年月日をご記入ください。）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

５．上記子供の監護、福祉、養育につき、あらゆる状況において適切な処置がとられている。

裁判所判決：

６．裁判所によってなされた離婚判決は、＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日より効力を生じ、
それにより同日付で婚姻は解消した。

オーストラリア連邦　連邦巡回区及び家庭裁判所　　印

登録官　署名

以下省略

翻訳者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿